

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の
改正決定に係る大分地方最低賃金審議会の意見に関する公示

大分労働局一般公示第33号

令和7年10月22日大分地方最低賃金審議会から、標記特定（産業別）最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づきその要旨を下記のとおり公示する。

なお、大分県の区域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和7年11月6日までに、大分労働局長（大分市東春日町17番20号大分第2ソフィアプラザビル6階 大分労働局労働基準部賃金室）あて異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月22日

大分労働局長 秋山 雅紀

記

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の
改正決定に係る大分地方最低賃金審議会の意見の要旨

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のように改正決定すること。

- 1 適用する地域
大分県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）18歳未満又は65歳以上の者
（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,055円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月25日